

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び日光市税条例（平成18年条例第57号）第18条の規定により公示送達します。

下記の書類は、当市役所税務課収税係に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年7月28日

日光市長 瀬 高 哲 雄



1 送達する書類名 国税徴収法第54条にかかる書類一式

2 送達を受けるべき者 以下名簿のとおり

No.	氏 名
1	高橋 純
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から7日を経過したとき書類の送達があったものとみなされます。